

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>
 市会議員

岩井 友子 ☎438-8647 事務所☎429-2160	関根 和子 ☎447-0557 事務所☎440-7950
金沢 和子 ☎422-5278	中沢 学 ☎493-8140
坂井 洋介 ☎404-2039	松崎 さち ☎432-9317
佐藤 重雄 ☎432-9872	渡辺 ゆう子 ☎462-7273



スクールソーシャルワーカー(SSW)

児童・生徒なども直接相談できる体制に



船橋市は今年4月から新規事業として5名のスクールソーシャルワーカー(以下略称・SSW)を配置しました。SSWとは、いじめ、不登校、貧困、暴力等、日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家です。学校生活だけでなく、家庭や友人関係、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図ります。

一歩前進ではありませんが、SSWは船橋市総合教育センターに勤務し、校長の要請がなければ学校へは来ないのです。校長を通さなくても、児童生徒、保護者など様々な方からも直接要請できるようにするべきではないでしょうか。

遣されたのか調査してみると、7月末時点で33件の要請であることがわかりました。5人のSSWで割ると1人1ヶ月あたり1・65件です。船橋市内の小・中・特別支援学校数は合計83校ですが、全体としてSSWの要請件数が少ないのではないのでしょうか。

SSWの派遣を抑制する力が働いてしまっているのか。隠蔽(いんぺい)体質を作るようなものにならないか」というものです。また、様々な問題を抱える子ども達に相談の機会を増やすという意味でも、直接SSWに相談できる体制を作る必要があります。

橋の改良工事と給食の民間委託契約

「変な提案が2つ」「その原因はもっと変！」

議会に提出された、補正予算書の「繰越明許費」と「債務負担行為」の組み方を見て、首をひねりました。

繰越明許費というのは、「キチンとした合理的な理由があって、その年度内に事業が終わらない」場合に、「次の年度に繰り越す」もので、議会の承認が求められるものです。

また、年度が始まって5ヶ月が過ぎただけなのに、予算計上していた事業費全額を「来年度に繰り越す」、その額も一億三千八〇〇万円という巨額です。事業名は「新船橋橋の新設改良工事」で九月一日から工事が止まっています。

なぜこんな「変なこと」になったのか？調べてみると、船橋市漁業協同組合の「内規」のたぬめ工事ができない、というものです。

「のり養殖」保護のためだというのですが、この工事は解体する橋脚を鋼矢板で囲むだけの工事で、海流の量や「のり養殖所」への距離から考えて、「影響が出る」のか、「検証が必要だ」と考えるのが自然です。しかし、まったくそれをした形跡も無いのです。

それ以前の話として、そもそも、「漁協や漁連(千葉県漁業協同組合連合会)の内規」が、公共の仕事を支配できるのか、と

いう疑問がありますが、それを検討した形跡も無いのです。

もう一つは、「債務負担行為」という、数年度に渡って事業を民間と委託契約を結ぶという議案です。

事業の内容は、小・中学校の給食調理事業を民間事業者と委託契約するための予算を決める、というものです。

どうして「来年度からの事業予算を、九月に提案するのか」と聞いたのに対する答が「早く入札しないと、業者が人を集められなくなり、応札業者が無くなり、入札不調となかなかねない」から、というのでした。これって、考えると「変じゃ

ない！」ですか。

民間委託が「安上がり」に見えるのは、民間で働く労働者の「労働力を買い叩く」ことでは成り立たないものです。

「安上がりなら、外国人労働者でも良いじゃないか」みたいな議論もきかれますが、そうなる「ワーキングプアの競争」をおおるような話ではありませんか。

「格差社会」をこれ以上広げるような政策は、どこかでやめさせるしかありません。

日本共産党船橋市議団主催

無料法律相談

10月18日(木)
11月12日(月)

弁護士が相談を受けます
労働相談も受けています

会場：中央公民館
時間：午後1時～4時
要予約 ☎436-3030